

# お 知 ら せ

平成20年(2008年)10月30日

## 単品スライド条項の運用の拡充におけるアスファルト系材料の取扱いについて

アスファルト系材料における単品スライド条項の適用に際し、下記のとおり取扱いを定めましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 適用対象品目及び材料

アスファルト系材料をひとつの品目とし、その具体的な材料は、アスファルト合材<sup>1</sup>、アスファルト乳剤及びアスファルト系橋面防水材等とする。

#### 2 その他

「山口県建設工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)運用基準」に基づき、鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱いに準じるものとする。

<sup>1</sup>ミニアスカーブ用のアスファルトモルタルを含む。